

建設工事における「週休2日モデル工事」の試行要領

1. 趣旨

持続可能な建設産業を構築するためには、建設産業従事者の就労環境を改善することが重要であり、中でも建設現場における休日確保への取組が、若手技術者をはじめとする担い手の確保と育成を進める上で課題となっている。

このため、本要領は、美祢市が発注する建設工事の「週休2日」の実現に向け、現場における現状の課題を把握するために試行する「週休2日モデル工事」の実施方法等を定めたものである。

2. 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）が行われた状態をいう。

(2) 対象期間

現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日についても、現場閉所（現場休息）の日数に含めるものとする。

(6) 複合単価

材料、労務、機械器具、仮設材、その他等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量から構成される歩掛りに、材料単価、労務単価、機械器具費、仮設材費、下請経費等を乗じて算定した単価をいう。

(7) 市場単価

十分な市場競争のもとに総合工事業者と第一次下請専門工事業者の間で取引された価格で、材料費、労務費、機械経費、運搬費及び下請経費等を含む施工単位当たりの取引単価をいう。営繕系工事では、物価資料の「建築施工単価（（一財）経済調査会発行）」及び「建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）」に掲載されている「建築工事市場単価編（建築工事、機械設備工事、電気設備工事）」に示された単価をいう。

(8) 補正市場単価

施工条件等が類似の市場単価を適切に補正して算定した単価をいう。

(9) 物価資料の掲載価格

物価資料の「建築施工単価（（一財）経済調査会発行）」及び「建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）」等に掲載されている材工単価のうち、前述の市場単価として示すもの以外の材工単価をいう。

3. 対象工事

美祢市が「週休2日モデル工事（発注者指定型又は受注者希望型）の試行対象工事」として発注する建設工事に適用する。

4. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

なお、発注者は、一つの工事現場で複数の工事を分離発注する場合は、原則として、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望型

受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

5. 積算方法等

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には4週8休以上の現場閉所（現場休息）による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、4週6休以上の現場閉所（現場休息）について、状況に応じた補正係数等を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。

(1) 土木系工事

現場閉所の状況に応じた補正係数により、経費等（労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価）を補正する。

ア 発注者指定型

原設計は、4週8休以上を前提として「6. 補正方法」（1）ア及び別表1により経費等を補正した上で、工事費を積算して予定価格を作成する。

精算時においては、現場閉所の達成状況を実施工程表等により確認し、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更する。

イ 受注者希望型

原設計は、週休2日の取組に係る経費等の補正を行わずに予定価格を設定するものとする。

精算時においては、対象期間中の現場閉所の達成状況に応じて、「6. 補正方法」（1）イ及び別表1により経費等を補正した上で、工事請負契約書第25条の規定（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に基づき、増額変更を行う。

なお、増額変更における請負対象設計金額の算定は以下のとおりとする。

ア) 労務費等（労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率）

現場閉所の達成状況に応じて、労務費等の補正係数を「6. 補正方法」（1）イ①から③に変更する。

イ) 市場単価方式

達成状況に応じて、市場単価の補正係数を別表1「4週8休以上」「4週7休以上4週8休未満」又は「4週6休以上4週7休未満」に変更する。

なお、4週6休に満たないもの、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものについては、補正の対象としない。

(2) 営繕系工事

現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正率により、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる、複合単価、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格の労務費（交通誘導員含む））を補正する。

ア 原設計

発注者指定型、受注者希望型ともに、4週8休以上を前提として「6. 補正方法」(2)アからウにより労務費を補正した上で、工事費を積算して予定価格を作成する。

イ 契約変更

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たないものは、その達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に基づき、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

なお、減額変更における請負対象設計金額の算定は以下のとおりとする。

ア) 複合単価

達成状況に応じて、労務費の補正率を「6. 補正方法」(2)ア②又は③に変更する。

イ) 市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格

達成状況に応じて、労務費の補正率を別表2のA-2、E-2及びM-2による「4週7休以上4週8休未満」又は「4週6休以上4週7休未満」に変更する。

また、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む。）は、契約締結後における直近の契約変更時に合わせて請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6. 補正方法

(1) 土木系工事

労務費等の補正方法は、次のとおりとし、市場単価方式については、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。

ア 発注者指定型における補正方法

週休2日（4週8休以上）を達成することを前提に、次の労務費等にそれぞれ補正係数を乗じるものとする。

労務費 1.05、機械経費（賃料） 1.04、共通仮設費率 1.04、現場管理費率 1.06

イ 受注者希望型における補正方法

現場閉所の状況に応じ、次の労務費等にそれぞれ補正係数を乗じるものとする。ただし、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものについては、補正の対象としない。

① 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8/28日）以上）

労務費 1.05、機械経費（賃料） 1.04、共通仮設費率 1.04、現場管理費率 1.06

② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7/28日）以上28.5%未満）

労務費 1.03、機械経費（賃料） 1.03、共通仮設費率 1.03、現場管理費率 1.04

③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6/28日）以上25%未満）

労務費 1.01、機械経費（賃料） 1.01、共通仮設費率 1.02、現場管理費率 1.03

(2) 営繕系工事

ア 複合単価の補正方法

以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正率により複合単価の労務費を補正する。

- ① 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日）以上）補正率 1.05
- ② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率が25%（7日／28日）以上28.5%未満）補正率 1.03
- ③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率が21.4%（6日／28日）以上25%未満）補正率 1.01

イ 市場単価及び補正市場単価の補正方法

(2) のア①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じて、以下の式により市場単価及び補正市場単価を補正する。

ア) 新営工事の場合

- ① 市場単価×別表2のA-2、E-2及びM-2における新営補正率
- ② 補正市場単価×別表2のA-2、E-2及びM-2における新営補正率

イ) 全館無人改修の場合

- ① 市場単価×別表2のA-2、E-2及びM-2における新営補正率
- ② 補正市場単価×別表2のA-2、E-2及びM-2における新営補正率
※ 全館無人改修とは、仮庁舎等が準備されているなど、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。

ウ) 執務並行改修の場合

- ① 市場単価×別表2のA-2、E-2及びM-2における改修補正率
- ② 補正市場単価×別表2のA-2、E-2及びM-2における改修補正率
※ 執務並行改修とは、建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。

ウ 物価資料の掲載価格の補正方法

(2) のア①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じて、別表2のA-2、E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により物価資料の掲載価格を補正する。

ア) 新営工事の場合

物価資料の掲載価格×別表2のA-2、E-2及びM-2における新営補正率

イ) 全館無人改修、執務並行改修の場合

物価資料の掲載価格×別表2のA-2、E-2及びM-2における改修補正率

7. 実施方法等

(1) 発注方法

発注にあたっては、現場説明書に「週休2日モデル工事（発注者指定型又は受注者希望型）の試行対象工事」である旨を明示する。

(2) 適正な工期の確保

国や県等が示すガイドライン等を参考にしながら、余裕期間、準備期間及び不稼働日数等を適切に確保する。

ア 土木系工事については、「標準工期試算式（山口県設計標準歩掛表【運用編】）」又は「積上げ法（山口県設計標準歩掛表【運用編】）」により算定し、設定することを原則とする。

イ 営繕系工事のうち新営工事については、設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。

(3) 実施方法

ア 「発注者指定型」においては、契約後、(2)で設定した工期について、受発注者間で協議を行い、必要工期について確認をする。

イ 「受注者希望型」の受注者は、契約後、速やかに週休2日の取組の希望の有無について、発注者に書面で協議するとともに、「週休2日」の実施を希望する場合には、必要工期について受発注者間で確認をする。

ウ 発注者は、ア・イの協議により「週休2日」を実施するために工期延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。

また、受注者は、契約後の発注者との協議により決定した「週休2日」の実施内容を確実に履行するものとする。ただし、着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。

なお、発注者は、工程の変更理由が次の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

エ 受注者の積極的な工程管理等により、余裕をもって工事を完成した場合において、工期の短縮変更は行わない。

(4) 週休2日の確認方法等

ア 工事着手前

ア) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した計画工程表を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

イ) 監督職員は、計画工程表における「対象期間の設定」として、工場製作のみを実施した期間等の対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。

ウ) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで計画工程表を作成する。

イ 工事着手後

ア) 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため、実施工程表に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

イ) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された実施工程表や出面帳等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

ウ) 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した実施工程表を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。

なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で調整をし、実施工程表の修正を行う。

ウ 工事完成時

受注者は、週休2日が確保されたことが確認できる実施工程表等を監督職員に提出する。

エ その他留意事項

ア) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所（現場休息）を

計画していた日に現場作業を行う場合は、原則として、現場閉所（現場休息）を振替することができることとする。

イ) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

ウ) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日等に、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないよう配慮する。

エ) 監督職員は、工事一時中止を行う場合等の対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度に受注者と協議する。

オ) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき代理者を選任しなければならないことから、工程表（計画及び実施）を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(5) 工事成績評価

ア 発注者は、「6. 補正方法」により補正の対象とした場合には、工事成績評価の審査項目別運用表の「工程管理A」と「工程管理B」において評価を行う。

イ 発注者指定型では、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。

ウ 受注者希望型では、受注者の責において週休2日を達成できなかった場合であっても減点は行わない。

エ 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

附則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

別表 1

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数		
		4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
鉄筋工		1.05	1.03	1.01
ガス圧接工		1.04	1.02	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工(落石防護柵)		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工(落石防止網)		1.03	1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.02	1.01
道路植栽工	植樹	1.05	1.03	1.01
	剪定	1.05	1.03	1.01
公園植栽工		1.05	1.03	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	1.01	1.00
薄層カラー舗装工		1.01	1.00	1.00
グルーピング工		1.02	1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.00

別表 1

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（下水道編）

名称	区分	補正係数		
		4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
硬質塩化ビニル管設置工		1.05	1.03	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.04	1.02	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.01	1.00
砂基礎工	機械施工	1.05	1.03	1.01
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.01	1.00
砕石基礎工	機械施工	1.05	1.03	1.01
組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.00
小型マンホール工		1.01	1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01	1.01	1.00
取付管およびます設置工	取付管布設 及び支管取 付工	1.02	1.01	1.00

表A-2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営補 正率	改修補 正率	新営補 正率	改修補 正率	新営補 正率	改修補 正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シリング [＊])	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びびとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価単価	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シリング [＊])	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価単価	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価単価	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価単価	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格に、現場閉所（現場休息）の状況に応じて「6. 補正方法」（2）①～③の補正係数を乗じる。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンドリング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト外用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15